

無料学習塾 Liberté 賛助会員規約

第1条（目的）

この規約は、無料学習塾 Liberté（以下「当団体」という）の趣旨に賛同し、継続的に支援を行う賛助会員（以下「会員」という）の資格、権利義務等について定めることを目的とする。

第2条（賛助会員）

1. 賛助会員とは、当団体の理念に賛同し、当団体の活動を財政的に支援する個人または団体をいう。
2. 賛助会員は、当団体の活動報告の受領、イベントへの優先案内などの特典を受けることができる。ただし、運営に関する議決権は有しない。

第3条（入会）

1. 賛助会員として入会を希望する者は、公式ホームページより所定の入会申込手続きを行い、当団体の承認を受けなければならない。
2. 入会の承認は、代表または管理部がこれを行う。

第4条（会費）

1. 賛助会員は、当団体が定める年会費を納入するものとする。
2. 年会費は、一口3,000円とし、複数口での支援も受け付ける。
3. 会費は、当団体の活動資金として使用され、返還しない。

第5条（有効期間）

賛助会員の資格は、会費を納入した日から1年間有効とし、継続を希望する場合は更新手続きを行うものとする。

第6条（退会）

1. 会員は任意に退会することができる。退会を希望する場合は、その旨を電子メールで通知すること。
2. 既に納入された会費は返金されない。

第7条（会員資格の喪失）

会員が以下のいずれかに該当する場合、会員資格を失う。

1. 年会費の未納が1年以上継続した場合
2. 当団体の名誉を著しく傷つけたと認められる場合
3. その他、当団体が不適切と判断した場合

第8条（規約の改定）

本規約の改定は、当団体の管理部において決議し、会員に通知することで効力を発する。

第9条（支援金の使途）

会員からの支援金（会費）は、当団体の活動運営のため、主に以下の用途に使用する。

1. 公民館等の施設利用料
2. 教材および学習備品の購入費
3. その他、当団体の運営に必要と認められる経費

第10条（個人情報の取扱い）

1. 当団体は、会員の個人情報を適正に管理し、目的以外には使用しない。
2. 取得した個人情報は、活動報告の送付、会費の管理、連絡業務に限り使用し、第三者に提供または開示しない。
3. 会員の同意を得た場合、または法令に基づく場合を除き、個人情報を外部に提供することはない。

附則

この規約は、2025年3月25日より施行する。